

第19回鳥取地方裁判所委員会及び第19回

鳥取家庭裁判所委員会（合同開催）議事概要

1 開催日時

平成24年7月18日（水）午後1時30分～午後3時50分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

大田原俊輔（地家裁委員），門脇憲彦（家裁委員），高橋智鶴（家裁委員），
竹内いずみ（地裁委員），富田恵子（地裁委員），奈良 武（地裁委員），
西尾啓一郎（地裁委員），野口卓志（家裁委員），橋本良成（地家裁委員），
濱村恵子（家裁委員），林 浩志（地裁委員），松本啓介（地家裁委員），
宮地佐都季（地家裁委員），山田 正（地裁委員），和久田斉（地裁委員）

（事務担当者等）

地裁：川西刑事首席書記官，法正刑事訟廷管理官，加島事務局次長

家裁：清水首席家裁調査官，長谷川首席書記官，田淵訟廷管理官，中司事務
局次長，津森総務課長，岸田総務課課長補佐（書記）

4 議題

(1) テーマ：裁判員制度について

(2) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 家裁委員会の委員長代理の指名

野口委員が委員長代理に指名された。

(3) テーマについての意見交換

施設（32号法廷，評議室，選任手続室）見学の後，野口委員から裁判員制

度について説明後，意見交換をした。

意見交換の要旨は別紙のとおり

6 次回の開催テーマ等

次回の鳥取地方裁判所委員会及び鳥取家庭裁判所委員会を合同で開催し，開催日時は平成25年1月28日（月）午後1時30分とする。

テーマは，「調停制度について」とする。

以 上

(別紙)

テーマ「裁判員制度について」

〇〇委員

検察庁における裁判員裁判の取組であるが、まず、刑事裁判は検察官が犯罪を捜査して起訴することからスタートする。そして、裁判の中で、検察官がさまざまな証拠を請求し、あるいは証人尋問を行うことによって、犯罪が間違いなく起訴された被告人によって行われたことを立証して、その上で裁判所に適正妥当な判決を求めるという役割が検察庁に求められている。そういう状況の中で、裁判員裁判が始まることになって、検察庁の中でどういう形で裁判員裁判に臨めばよいかを施行前5年ぐらいかけてかなり検討した。

その検討の中身については、法務省、検察庁のホームページの中で裁判員裁判における検察の基本指針ということで公表しているが、3つポイントがある。

1点目は、適正な事実認定をして、有罪か無罪かを判断して、適正な量刑を決めもらうためには、まずその審理が分かりやすいこと。どんなことが審理として行われていて、どんな証拠があって、実際にどういうことが犯罪として起こったのかということが、まず分かりやすく伝わるかどうかということである。

2点目は、裁判員が忙しい日常生活に支障がある中で、万障繰り合わせて来られていることを配慮して、できるだけ集中的に、迅速にあるいは効率的に立証しなければならないということである。

3点目は、そうはいつても、一方で人一人の、被告人の人生がかかっている事件を裁く、被害者もいる、そういう事件をやっていくのできちんと事件の本質というものを浮き彫りにしないといけない。争点に関しては、遺漏のない形で手厚く的確な主張立証しなければいけないことである。

検察庁としては、今申し上げた、分かりやすいもの、迅速なもの、事案の本質を

浮き彫りにする的確なものでなくてはならないという、この3点を裁判員裁判における基本的な目指すべき目標ということで、これまで取り組んできた状況にある。

施行前5年ぐらい猶予があったので、その間に裁判所あるいは弁護士会とも協力して、各地で模擬裁判を実施した。実際に裁判員裁判が始まってしまうと評議の中身は見られないが、そのときは、評議がどんな感じで進むのか、シミュレーションという形で、モニタールームで見るなどして、それをフィードバックするとか、あるいは裁判官役のモニターの方に後で直接話を伺ったりということをした。

また、私が前々任に研修担当だった法務総合研究所では、施行前の平成18年から平成21年までの3年間にわたり、おおむね任官10年目ぐらいの検事を全国から順番に集めて、ミニ裁判という形で、冒頭陳述から全部一人ずつ研修を行った。その際には、元NHKのアナウンサーに来てもらい、どうすればプレゼンテーションがうまくできるかという講義をしていただくなどした。さらには、法務省の海外研修として、アメリカの陪審員制度を学ぶため、アメリカの現役の検察官の指導官から直接模擬裁判の形で指導を受けるという研修も行ってきた。

このようにさまざまな準備を整えて平成21年5月から裁判員裁判が始まったわけで、これまで、おおむね良好にかつ円滑に裁判員裁判が進んでいるのではないかと考えている。その上で、施行後の取組として、各地検ごとに、実施した裁判員裁判の結果を事後に検証する検討会を実施している。さらには、全国的に推奨事例や問題のあった事案を集めて、それを会議の席上で発表するなどして、各地検にフィードバックしている。また、大型の否認事件や薬物事件については立証が難しいということで、特別にプロジェクトを作って検討するなどしている。

私が前任地で経験した実際の立証上の工夫として、例えば、凶器をどのように見せるのが一番分かりやすいのかということで検討した結果、包丁であれば、そのまま提出するのは危険なので、透明のケースに入れて示した上、提出した。また、拳銃使用事件で、使用された拳銃自体は捨てられて未発見というケースでは、同種の拳銃を探してきて、それを証拠物として提出し、このような拳銃を使用したという

ことで立証するなどした。その他、現場の状況が問題になる事件の場合は、360度すべて写せるカメラを用意して、その360度写したカメラを法廷でモニター上に映して、繁華街で起こった事件の様子を理解してもらうよう試みた。このように検察庁においても模索しながら、できる限り、先ほど申し上げた3点の目標に向かって一つ一つ事例を積み上げている状況である。

これまで検証を重ねてきた結果、捜査がどこまできちんできているかということが一番大事なことであると考えている。基本に忠実に徹底的な捜査が行われていれば、おのずと事案の真相というものは浮かび上がってくるので、的確な主張立証もできる。捜査が不十分だとそれが半端なものになってしまう。検察庁としては、基本に忠実な捜査、基本に忠実な公判活動をしていかなければならないと思っている。

〇〇委員

弁護士の場合は、基本的には、組織ではなく、各弁護人がそれぞれに何とかしなければいけない。しかし、新しい制度が始まって、一般の人に被告人の立場を理解してもらうことは非常に難しいことから、一般の人にどのようにアピールしたらよいかということで、日本弁護士連合会が、陪審員制度が発達しているアメリカから講師を呼んできて、全国の弁護士会から派遣された委員を対象に2泊3日ぐらいで集中的に研修を開催した。今までは裁判官に分かってもらえばよかったが、一般の人に分かってもらうことは非常に難しい。試行錯誤しながら、東京での研修内容を持ち帰り、鳥取においても研修会を開催した。

これまでは、単に裁判所に書面を書いて提出するというのが基本だったが、一般の人にも分かってもらう必要があるということで、弁護士会が開催した夏期研修では、ベテランの弁護士も積極的に参加して、自分が弁護をしている様子をビデオに撮って、それがきちんと伝わるかどうかを参加者全員で検討するなどした。

裁判員裁判の事例はまだ鳥取県では数が少ないが、2年程前に5件程度実績が出たところで、各弁護士がどんなことを工夫したかを夏期研修で取り上げた。

さらに今後もこのような講習を続けていく必要があり、今年も9月に講習を開く

ことになっている。弁護士は、被告人が被害弁償したことは今まで、結構有利な事情であると考えていたが、一般の人にとってみると、被害弁償する、謝罪するということは当たり前のことであるとして、一般の人には理解してもらえないといった問題がある。どのようにしてその点を伝えていくのか工夫する必要があると思う。

アンケートを見ても弁護士の説明が分かりにくいという意見があるが、これは、立証責任の問題があって、本来検察官が立証すべきところを否認事件で争うと、争っている内容が分かりにくいのではないかと思う。一般の人の意見を素直に聞きながら、いかに分かりやすくしていくのかを、工夫する必要があると思う。

〇〇委員

弁護士会も平成21年5月までの間に日弁連で裁判員裁判の実現本部を作って、準備をしてきている。そのときに、法廷で直接聞いて伝わるような弁護が要るのではないかということで、これまで弁護士の不得意とする身ぶり手ぶりを一からやるのかと弁護士会の中でも揶揄されたが、それに取り組もうということになった。アメリカの団体でN I T Aという団体がある。日本語に訳すと、全米法廷弁護技術研究所、ナショナル・インスティテュート・オブ・トライアル・アドボカシーの略で、そちらから講師を呼んで、N I T Aでやっている研修をそのまま日本に持ってきて、どういうしゃべり方をすれば伝わるのかをかなり徹底的に行った。

その当時に、各弁護士会から各地で刑事弁護のやり方を教える責任者を派遣して、まず責任者の養成の研修を行い、それを持ち帰ってきて、各地でそれぞれにトレーニングをしてきた。

鳥取の弁護士会では、おととしの段階で、進捗状況を各経験者が持ち寄って経験談を交わしたところである。去年はほとんど活動していないが、今年は法廷の技術という形でまた合宿的に行うことを予定している。

今年は裁判員制度施行から3年がたち、見直しをされることになっている。中国地方弁護士会連合会という5県の弁護士会の団体で、毎年1回中国地方弁護士大会を行っており、今年は10月12日に広島県の福山市で行われるが、そのときのメ

インテーマがまさに裁判員裁判の見直しになっている。裁判員裁判経験者は全員アンケートに協力をしてほしいということで、弁護士で経験した人は全員アンケートを取られて、それを集計して、シンポジウムとともに、あるべき裁判員制度を構築するための宣言、制度3年後見直しのためにという宣言を10月に福山で出すという予定でいろいろ準備をしている状況である。

ちなみに、弁護士会としても、先ほどの分かりづらいということについてはデータを見て検討している。その結果、弁護人の弁護は検察官の冒頭陳述のように、物語を一つの固まりで提示できないケースが非常に多いことから、部分での説明にならざるを得ない。そのため、分かりづらいことになっているのではないかと、また、犯罪の動機についても、実際のところ弁護していくと、単純明快で平板な心理による動機よりも、実際にはいろいろ複雑な入り組んだ動機があり、さまざまな要素があると言わざるを得なくなることの方が多く、分かりづらくなってしまい、そのためなかなか理解してもらうのが難しいのではないかと。

さらに、それぞれ弁護人の立場があって、少し不合理かなと思っても、被告人のこれを言ってもらいたいとか、この気持ちを分かってもらいたいという希望とか心情を聞いて、やはり言わないといけないということがある。

そういったことを全体的にやっていくと、どうしても一つの固まりで提示できない部分的な説明になり、検察官と比べて分かりづらくなってしまわないかというのが一応弁護士会の分析になっていて、裁判に何を求めるかといったときに、冤罪の防止とその後の再犯防止という点の両方をやはり考えて、弁護人の立場から説明していかなければならない部分もあって、検察官とは違う意味で分かりづらくならざるを得ないところがあると思っている。

〇〇委員

私は第1回目の模擬裁判に参加し、その後、裁判員裁判にも参加した。模擬裁判は裁判所も手探りの状態であったと思うが、本来裁判というものはそういうものだろうと、私は傍聴したことがなかったのでそう思っていた。事件の内容は女性が男

性を殺してしまうという殺人事件だったが、非常に重いものを感じた。模擬であったが、重いものを感じたと同時に、非常に考えさせられた3日間であった。

そういう3日間の模擬裁判を終えた後に、その模擬裁判のことは新聞にも報道されていたので、そういう模擬裁判の本当に身が細くなるような思いをして通った3日間に比べて、本当の裁判員裁判は随分変わった印象を受けた。非常に分かりやすくなっていた。

模擬裁判の初めに、まず冒陳から入りますからと言われたので、その言葉の意味が分からなかったが、それに比べると、本当の裁判員裁判は余りにも分かりやすくなり過ぎてしまったのではないかと思ったほどだった。人が人を裁くところなので、裁判所としての権威はどこかにあってほしいという感じさえ受けた。

ただ、裁判員裁判のときも模擬裁判のときも、裁判長を含め裁判官3人とも食事の間もいつも一緒に随分気分をほぐしてくれて、こんなことも聞くのかと思われることもあったと思うが、丁寧に説明してくれて、本当によかったと思った。

そういう模擬裁判の体験があったので、これが本当の裁判なのか、これで人を裁くことでよいのか、という感じを受けたのは確かである。ただ、検察官の説明と同時に、一番初めに私どもが言われたのが、何がどういう罪になるのか、どういうところが犯罪としてみなされるのかをしっかりと考えてくださいと言われた。

先ほど、弁護人の被告人に対する弁護はなかなか理解してもらえないと言われたが、確かにそうだと思う。評議の中で弁護人の言ったことが反映されるということは余りなかったと思う。何をどう裁くかという思いで3日間来ていたので、冷静沈着にその罪に対してどう判断していくかということだった。

また、評議室と法廷までの距離が長いと言われたが、評議室でいろいろな意見が出て、そして自分の頭で考えて、これから法廷に入るというよい距離だったと思う。それから、法廷の後ろに小さい部屋があったが、あそこは非常に効果的でよいスポットだったと思う。

私は今後裁判員に関わることはないだろうが、よい経験ができた。その後、新聞

を見たときにも、この裁判に関わった裁判員は大変だっただろうと思った。私たちが下した判決については責任を持って下したので、裁判員として関わったことについて長過ぎたと考えたことはないが、残された家族がちゃんと暮らしているのかと思ひ、また、刑務所の中でちょっとしたいろいろな事件があつて新聞に出ると、私たちが判決を下した被告人がその事件に関わっていないとよいと思う。しかし、本当にそういう思いになるということにつけてもよい経験をしたと思つている。

〇〇委員

事前配布資料3の「アンケート結果の推移」を見ると、特に別紙3の否認事件で弁護人の法廷での説明等が分かりやすかつたという数値が極端に低い。別紙4の裁判官になると分かりやすかつたという数値が85%から90%程度で、別紙2の検察官になると60%から82%程度になっている。弁護人の分かりやすさの数値が他に比べて極端に低すぎるのではないか。

先ほど〇〇委員が言われたように、弁護人の法廷での説明等はストーリーが描けなくて、部分的な説明をせざるを得ないということから分かりづらいのではないかという見解は分からないではない。〇〇委員の話を参考にすると、裁判員が有罪か無罪かを判断する目線と弁護人の主張がずれている。そのずれが実は分かりにくさにつながっているのではないかと感じている。検察庁も弁護士会も研修会を行つていると説明があつたが、研修会の量の差かと思う。

〇〇委員

根本的に分かりづらい内容を含んでいる。例えば、私は鳥取で実施された裁判員裁判の第1号事件の弁護を担当したが、基本的には、どの程度争うか、争つていてもその中で情状を考えないといけない。争うような形を言いながら、中身で情状の話をやるといふ、一つのことで二つのことをやろうといふことを、どうしても弁護方針の中で考えないといけないといふことで弁護をやつていくから、非常に分かりづらくなるといふのがあつる。

本来の評議の仕方については、構成要件該当性、違法性論、責任能力という3段

階をきっちりやってから、情状の話をするように、そこを区別してほしいと当初から言っている。それは検察官の論告もそれに従っているので、論告検討型の評議をやってもらいたいという形でお願いしていたはずである。しかし、評議の中では本来最後にやる情状的な部分が前倒しとなり、それが有罪無罪の認定に強く影響しているという感じが出てくる。本来区別してと言わなければいけない弁護人側がそれを言いづらい弁護の構造というのがあって、その両方の絡みで年々分かりづらくなっているのではないか。後になればなるほど重大事件が出てくるので、その辺の影響ではないかと個人的には思っている。

〇〇委員

弁護人としては、できるだけ被告人のために、被告人のことを理解してもらおうと思って努力するわけだが、特に否認事件だと、事実はほとんど変わらないのに、起訴している検察官の理詰めできあがっている見方を覆すような主張をしなければならぬために、弁解しているのではないかと、とも思われがちで全体できあがったものの中から崩していくというのは、非常に理解してもらいにくい。根本的にそういうものなのかとも思っている。

できるだけ理解してもらおうように、分かりにくいという理由を一つ一つ検討しなければいけないと思っている。

〇〇委員

弁護士は全般的にまだパソコン関連は上手に使いこなせていないというのがその差かもしれないというのはずと言われているが、ITの研修を1回もやったことがない。そこに原因があるかもしれないと個人的には思っているが、刑事弁護をやっている弁護士会のセンターはIT関係の問題ではないという話で、見解に差がある。

委員長

アンケートについては、裁判所の統計のとり方がよいのかどうかという問題もあろう。どの辺が分かりにくいのかというのが出てきていない、何をもって分かりに

くいとやっているのか分からない部分があるので、どのような内容のアンケートをとるべきかといった問題もある。

それから、弁護士はやはり基本的には一人一人に対応していて、検察庁のように組織的な対応がしづらいという点もある。例えば、それは今言われたIT関係、法廷においてビジュアルにアピールするというのが、なかなか難しいのかもしれないと思っている。

ただ、これは弁護士会としてあるいは日弁連として取り組んでもらうべき課題の一つとも思うので、なかなか結論が出にくい問題ではあるが、弁護士会としても十分意識していることと思っている。

アンケートの集計結果を裁判所から弁護士会に報告する機会を設ければ、ある程度改善が見込めるであろう。

〇〇委員

裁判員制度は被告人に有利な制度なのか。昔は被害者または遺族と和解が成立して、損害賠償していれば刑が軽くなることが常識であったが、裁判員制度が施行されてからはそれが通じないことがあるので、第三者としては被告人に不利になっているという気がしている。

〇〇委員

事前配布資料2の表2-1の統計データでは無罪が17件ほど出ていて、そのうちの7件が覚せい剤事案で、被害者のない案件である。非常に事実認定が難しいケースでは無罪率が上がっている。そういう点では、裁判員裁判になって非常に慎重な審理をしてもらっていると思っている。

一方で、全体の無罪率はほとんど変わっていない。量刑になると、わいせつ系の犯罪は量刑が上がっている感覚を持っていて、弁護士側は今裁判員裁判によって市民感情が被告人に不利に働いているのではないかと注目をしている。裁判員裁判が被告人にとって有利なのか不利なのかはまだ全然分からないが、事実認定に関しては従前よりもより優れているということで導入されたので、よりその

利点を生かして、個々人の弁護士の技術的な面を伸ばしていくことが心構えとして必要である。

委員長

裁判員制度については裁判所あるいは弁護士会も検察庁も関心を持っている事例であり、同時に、先ほど説明があったように国民の皆さんにも関心を持ってもらいたいし、司法に対する関心を高める制度であることも間違いないと思うので、次の機会を見てまた意見を伺いたい。